

評価調書（県総合評価調書）

【評価の基準】

- (1) 多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2) 厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3) 県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4) 役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5) 積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果（個別観点）

観 点	評価内容		評 価
団体のあり方	当財団は、公益法人制度に基づく「公益財団法人」として認定されている。公益認定では「三瓶自然館等運営事業」「環境保全活動支援事業」を公益目的事業とし、「北の原キャンプ場管理運営事業」「利便提供事業」を収益事業としているが、どの事業も当財団の設立趣旨に則り法人の目的を達成するために実施するものであり、今後も「公益法人」にふさわしい財団運営、事業展開を図り、もって社会に貢献できるよう目指している。		A
組織運営	1. 理事会・評議員会は、迅速かつ円滑な会議運営が図れるようスリム化しており、現在のところ特段の問題はない。 2. 職員配置も財源に合わせた的確な配置に努め、人事異動、人事評価制度により組織の活性化を目指すとともに、中長期的な継続雇用により職員の質を高め、さらには養成コストの縮減も図っている。しかしながら、職員数や待遇面は、何度も見直しをしながら整えてきたが、当法人をとりまく社会的要求の多様化、それに伴う業務の増加、年齢構成、処遇の財源など、将来的な不安は増大している。 3. 指定管理者制度導入以降、情報公開規程や個人情報保護規程はもとより、基幹規程である処務規程、就業規程、会計規程等、必要規程はすべて独自に整備している。また、これらは適宜見直しを行い、適正な組織運営に努めている。		A
	県の人的関与について	自然環境課の課長が評議員として参画している。	
事業実績	1. 三瓶自然館及び附属施設の管理運営を適切に行うとともに、企画展示や各イベント、新聞等での寄稿・掲載を通じて、環境教育や自然保護・自然環境思想の普及啓発とともに、各施設の利用増進を図っている。指定管理者制度導入後、創意工夫を凝らしたさまざまな企画等により誘客を図り、これらの実績をもって現在も三瓶自然館及び附属施設の指定管理者に指定されている。 また、指定管理期間の枠にとらわれず、長期的な博物館経営の視点に立って事業を実施しており、準備期間を十分に取った質の高い企画展の開催、よりよい博物館を目指した調査研究・標本収集を実現している。各学芸員は、担当事務の合間を縫って研究作業を進めており、決して良好な研究環境とは言いが、論文や発表等の件数も増え、当財団が県内自然史研究のスペシャリスト集団としての認識に大きく貢献している。 2. 環境保全活動支援事業では、地球温暖化など環境問題の啓発や県民が行う環境保全活動に対する支援を適切に実施している。他外郭団体から継承した事業だが、環境保全活動に関する県内無二の団体としての認識が浸透した。事業開始時は自然館運営でのノウハウをもとに事業を進めていたが、近年では逆に本事業で得た知見が自然館運営に活かされることが多くなっている。一方で、本事業は県からの補助金を主財源とする行政補完型の事業であり、県主管課(環境政策課)と連携・調整しながら事業方針を決定しているが、県の財政事情に方針が左右されるため、将来的な事業展開・職員の雇用への不安がある。 3. 大田市から指定管理者に指定されている北の原キャンプ場は、令和7年度から新たな指定管理期間となった。三瓶自然館同様、適切な施設管理、運営に努めているが、施設の老朽化、人件費や施設保全に係る財源不足などの課題も多く、今後の事業の在り方を検討している。		B
財務内容	1. 公共施設の利用収入については漸減傾向となるのは否めないが、収入減少を最小限にいとめる様々な創意工夫と努力を続けている。また、支出においても、労務費、光熱費、その他物価が高騰を続けるなか、費用対効果を十分に考慮しながら、経費の増加を最小限に留める努力をしている。 2. 上記取り組みにより、年度毎の収支はバランスを保っており、今のところは経営に重要な疑義を抱かせる事象又は状況は存在しない。引き続き公益法人に求められる収支相償を果たすよう使途公益の執行を目指している。		A
	県の財政的関与について	現在、県の財政関与は基本財産の出捐のほか、指定管理料、各調査業務の委託料、環境事業系の補助金と多岐にわたっている。	

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	(1)指定管理者制度における指定管理料の仕組みについて	この課題は、指定管理者制度導入当初から認識していたが、行政の予算制度のなかでは対応が難しいものとされてきた。 現在、県において、現下の労務費・物価等の高騰対応として、基本協定における「不可抗力」とみなし、指定管理料を増額する方針が示され、令和8年度においても継続されている。 また、長期指定管理施設における指定管理料中間見直しを前倒しされるなどの姿勢は、まさに求めていたフレキシブルな対応であり、高く評価するとともに、財団として深い謝意を表したい。これらのことから、県においては本課題は解消されたものとする(次年項目削除)。 ただし、市における指定管理制度は未だ旧態依然の取り扱いであり、市主管課と対応協議中の状況のため、市制度の課題としては未解消となっている。	労務費・物価高騰への対応として、県が指定管理料の増額や中間見直しの前倒しなど柔軟な措置を講じたことについて、指定管理者から高い評価が示されている。 当該課題は概ね解消されたと認められるが、市所管施設では同様の課題が継続しており、引き続き関係機関との協議状況を注視する必要がある。
	(2)組織体制の強化、雇用・人材育成サイクルの確立	第4期指定管理期間(R5～R12)では、多くの定年退職が予定されているが、計画的に募集・採用を行い、組織体制、運営レベルを維持したい。 また、突発的な退職者の早期把握に努め、再雇用制度の充実や活用、臨機の職員採用により、適切な人員交替・業務継承となるよう目指すものとする。	定年退職に伴う人材不足や専門知識の継承を課題として認識し、計画的な採用や再雇用制度の活用等による対応が示されており、施設運営に必要な専門性の維持・継承に向けた取組として評価できる。
	(3)給与待遇の向上、見合う人件費財源の確保	第4期の三瓶自然館施設の指定管理者公募の際、職員数想定等が見直され、指定管理料は第3期中間見直し後に対し増額された。 また、現下の労務費高騰に対し、県は指定管理料や補助金の人件費に、直近の標準人件費を反映されるようになり、適宜のペースアップが行えるようになった。 また、増額対応が継続されている状況から、給与制度の抜本的な見直しを行い、指定管理者制度導入時に策定したオリジナルの給与制度(定額の昇給、ペアなし)を改め、県行政職給料表に倣った給料表を導入し、適切な昇給ライン、ペースアップができる仕組みとなるよう改めた(R8年度から施行)。 当財団の職員が持つ知識・専門性、指定管理事業以外での行政への貢献等を考慮すれば、まだ不十分な待遇と思われるところもあるが、当面は新給与制度の効果を図るものとし、本件は解消されたものとする(次年項目削除)。	指定管理料の増額や人件費単価の見直しに加え、指定管理者において給与制度の抜本的な見直しが行われたことから、職員処遇に係る課題については概ね解消されたものと認められる。 今後は、新給与制度の効果を検証しながら、安定的な人材確保及び施設運営につなげていくことが期待される。
	(4)利用や状況に合わせた施設の改修	県・市に対し、引き続き情報提供や要望の提案を行い、機能充実、課題解消を目指す。	利用状況や施設の課題を踏まえ、県・市に対して継続的な情報提供や改修提案を行う方針が示されており、施設機能の向上及び利用環境の改善に向けた積極的な取組として評価できる。 施設改修の提案・要望事項については、その状況について、関係者間で今後の施設運営における課題として認識を共有する。
	(5)利用料金設定について	自然館等施設の料金基準額は、R7において改正条例が公布され、R8.4から施行された。新しい料金設定は、現在の社会情勢に合わせたものであり、指定管理者からの意見も考慮され、概ね納得のいく改正となった。 当面、新料金による収入状況等の効果を見極めることとし、本件は解消されたものとする(次年項目削除)。	利用料金については、条例改正により社会情勢を踏まえた料金体系へ見直しが行われ、課題の改善が図られたものと評価できる。 今後は、新料金導入後の利用状況や収入への影響を継続的に検証する必要がある。
	(6)物価高騰に伴う事業影響について	指定管理8年の施設では、指定管理料の中間見直し制度が設けられており、県では現下の社会情勢を鑑みて、中間見直しを前倒しする方針が示された。 この見直し方針では、当初、事業費関係については見直さないとされていたが、物価高騰の影響は光熱費や設備保守だけでなく、企画展等の運営事業(特に展示物の搬送費)にも影響が生じていることから、事業費関係についても見直しを求める。	施設運営を取り巻く環境変化を的確に捉え、安定的な施設運営に向けた課題意識を持って取り組む姿勢が認められる。 事業費関係の見直しの要望については、その状況について、関係者間で今後の施設運営における課題として認識を共有する。
総合コメント			
当該財団は、三瓶自然館の管理運営を目的に設立された団体を前身としており、三瓶自然館や三瓶小豆原埋没林公園、また大田市から北の原キャンプ場の指定管理を受けて、大山隠岐国立公園三瓶山地区のビジターセンターや三瓶地域の観光の拠点施設として大きな役割を果たすとともに、地域や学校と連携した自然とのふれあいの環境学習の場づくりに貢献してきた。 令和7年度においても創意工夫を凝らした企画展の開催や自然保護啓発の取組を積極的に実施している。また、SNSを活用した情報発信など創意工夫が見られ、他施設とも積極的に連携を図るなど、入館者増加に向けさらなる取組が行われている。 近年、環境への関心が益々高まる中で、島根県全体の自然環境に関する調査研究や生物多様性の保全、地球環境の保全を担う重要な団体として、学芸員の専門性や地域・学校との連携を活かし、引き続き、県内全般の環境保全に寄与することを期待する。			